

平成 26 年 6 月 20 日 成立した

# 改正会社法の使いこなし方を Q&A式で学ぶ!

今後の会社のガバナンス、M&A 戦略などを検討していく上で、平成 26 年改正会社法をどのように使いこなすか。同法の解説書籍「Q&A 平成 26 年改正会社法」の編者・著者が、改正法の全体像を押さえつつ、実務に落とし込むための重要ポイントを、Q&A 形式で具体的に解説します。解説書籍は、当日、サブテキストとして配布します。

- 日 時 ● 2014年10月6日(月) 13:30~16:30
- 会 場 ● 企業研究会 セミナールーム(東京・麹町) 麹町31MTビル2F

解 説

水川 聡氏 二重橋法律事務所 弁護士

【略歴】2003年大阪大学法学部卒業、2004年10月弁護士登録 2011年二重橋法律事務所に設立メンバーとして参画 2012年パートナーに就任  
内部統制・コンプライアンス態勢構築、危機管理、不祥事対応、第三者委員会運営支援、(不祥事の後対応としての)役員責任追及訴訟に関する分野を特に専門とし、平時の不祥事予防のための内部統制・コンプライアンス態勢構築や、不祥事発覚直後の初動対応から、調査完了後の責任追及やコンプライアンス態勢・コーポレートガバナンスの強化を含む再発防止策の策定までトータルで対応する豊富な実績を有する。

西岡 祐介氏 二重橋法律事務所 弁護士

【略歴】2000年東京大学法学部卒業 2004年弁護士登録(第二東京弁護士会)2011年二重橋法律事務所に設立メンバーとして参画 2012年パートナーに就任  
新株発行差止事件、MBOなどの非公開化案件、役員責任追及訴訟、経営支配権争い等を多く取り扱う。近時の担当裁判として、京王ズホールディングス新株発行差止仮処分命令申立事件[発行会社側](仙台地決平成26年3月26日金判1441号57頁)、上場子会社の代表取締役が海外事業により生じた損失について役員責任を追及された事件[役員側](東京地判平成26年4月10日金判1443号22頁)、近著として、レックス・ホールディングス損害賠償請求事件高裁判決の検討(金法1992号14頁)等がある。

《詳細は裏面をご覧ください》

## ● 受講料 ● 1名(税込み)

正会員	33,480円	本体価格 31,000円
一般	37,800円	本体価格 35,000円

● 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者へ FAX または E-mail にてお送りください。後日(開催日1週間~10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

● 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。

● 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただくこともありますので、ご了承下さい。

\* お申込み後のキャンセルは、原則としてお引き受けいたしかねますので、お申込者が出席できない場合、代理の方のご出席をお願いします。

一般社団法人 企業研究会 第3研究事業G  
担当: 宇田川 E-mail: udagawa@bri.or.jp  
〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町31MTビル2F  
TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951



一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

\* 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます。

141551-0301		2014.10.6(月)	
申込書 改正会社法の使いこなし方をQ&A式で学ぶ			
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名		所属 役職	
Eメール			
ご氏名		所属 役職	
Eメール			

\* お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

13:30

## 第1部 総論

Q1 平成26年改正会社法の全体像をざっと教えて下さい。

## 第2部 ガバナンス関連

Q2 (監査等委員会設置会社①) 新たな機関設計として認められるに至った監査等委員会設置会社はどのような制度でしょうか。監査等委員会設置会社に移行するメリットやデメリットを教えてください。

Q3 (監査等委員会設置会社②) 監査等委員会設置会社に移行するためにはどのような手続をとればよいのでしょうか。

Q4 (社外取締役・社外監査役①) 社外取締役等の範囲が変わったとのことですが、どうなったのでしょうか。大株主、親会社、兄弟会社、取引先の出身者は、社外取締役・社外監査役になれるのでしょうか。また、社外取締役等に該当しなくなる役員がいる場合はどうしたらいいのでしょうか。

Q5 (社外取締役・社外監査役②) 今回の改正で、社外取締役の設置の義務化は見送られたとのことですが、他方で事実上設置が義務化されたという評価もあると聞きましたがどういことでしょうか。社外取締役を置かないという選択をした場合にはどのような対応をすればよいのでしょうか。

Q6 (役員の実任限定契約) 現在社外役員が対象となっている責任限定契約については、改正により、何か会社として対応する必要があるのでしょうか。

Q7 (内部統制システム) 内部統制システムに関しても改正があったとのことですが、具体的な内容を教えてください。また、内部統制システムについては運用状況も事業報告に記載することになったとのことですが、どのような記載をすればよいのでしょうか。

Q8 (会計監査人の選任等) 会計監査人の選任議案については、取締役会ではなく監査役(会)が決定権を有することになったとのことですが、改正後はどのような手続の流れになるのでしょうか。

Q9 (多重代表訴訟) 今回の改正で多重代表訴訟制度が導入され、直接株を保有している会社ではなく、その完全子会社の役員に対して代表訴訟を提起できるとのことですが、具体的に対象となるのはどのような場合でしょうか。また、制度導入により、会社としてはどのようなリスクを想定しておけばよいですか。

Q10 (会計監査人の選任等) 会計監査人の選任議案については、取締役会ではなく監査役(会)が決定権を有することになったとのことですが、改正後はどのような手続の流れになるのでしょうか。

## 第3部 M&amp;A 関連

Q11 (大規模増資) 大規模増資に株主総会決議が必要になるとのことですが、常に株主総会決議が必要になるのでしょうか。具体的にどのような場合に株主総会決議が必要になり、どのような場合に不要か教えてください。

Q12 (仮装払込みの抑止) 増資の際の仮装払込みを抑止するための手当てがなされたとのことですが、当社のような真つ当な会社にも何か影響はあるのでしょうか。

Q13 (親会社による子会社株式等の譲渡) 子会社株式を売却する際に親会社で株主総会決議が必要になるとのことですが、常に株主総会決議が必要になるのでしょうか。具体的にどのような場合に株主総会決議が必要になり、どのような場合に不要か教えてください。

Q14 (株式等売渡請求) 少数株主を締め出して完全子会社とするための制度として株式等売渡請求という制度が導入されたと聞きました。この制度の内容と具体的な使い方を教えてください。また、この制度は普及するのでしょうか。

Q15 (その他のキャッシュアウトの手法) 現行法ではキャッシュアウトは全部取得条項付種類株式を利用して行われていると思いますが、現在、使われているキャッシュアウトの手法は、どうなるのでしょうか。改正法の下では、使われなくなるのでしょうか。

Q16 (株式買取請求) 組織再編等に伴う反対株主の株式買取請求について変更がされたとのことですが、法務担当者として覚えておくべき重要ポイントを3つ教えてください。

Q17 (組織再編等の差止請求) 組織再編等を事前に差止める制度ができるとのことですが、どのような場合に差止められるのでしょうか。

Q18 (詐害的会社分割) 詐害的会社分割へ対抗する制度ができるとのことですが、どのような制度でしょうか。その具体的な要件を教えてください。

## 第4部 その他

Q19 (その他) その他、平成26年改正会社法について押さえておくべきポイントを教えてください。

## 第5部 質疑応答・個別質問

16:30